

「新しい県総合計画」答申（原案）に関する パブリックコメントの結果について（概要）

1 募集期間：令和4年2月4日（金）から令和4年2月18日（金）まで15日間

2 募集方法：郵送、FAX、Eメール

3 結果：74件（20名・団体）

4 主な意見：

【全般】

○県民が計画を自分ごととして捉え、自分の生活に活かすために、ニュースや広報誌のほか、計画の成果についてツイッターなどでこまめに楽しく発信して欲しい。

【将来構想】

○つくばエクスプレスの延伸について、茨城空港を經由し水戸方面へ向かうルートや羽田空港への直通なども含め検討してほしい。

【豊かさ】

○茨城県の地理を活かして、「ツールド IBARAKI（仮称）」、「ツールドつくば（仮称）」などの自転車のイベントを企画して欲しい。

○霞ヶ浦などの湖沼のほか、久慈川、那珂川などの河川に棲む水生植物などを観察する環境学習の授業について、小学生を中心に実施して欲しい。

【安心安全】

○感染症対策などの健康危機への対応力強化を図る上では、保健所管内の市町村が果たす役割も大きなものとなることから、市町村を加えた機能強化、人材育成策を推進することを追加してほしい。

【人財育成】

○子どもの教育は未来への投資であり、20の政策のうち2つも教育振興にあてているのはとても素晴らしい。茨城は子育ての環境がとてもいいと感じており、ぜひ子どもの教育水準のアップに力を入れて欲しい。

【夢・希望】

○「茨城の魅力」発信戦略に、農産物、自然、歴史、工芸品などのほか、茨城県には研究機関が多数立地し、最先端科学技術が集積する都市を有する地域特性や都心への近接性についても追加し、情報発信を強化したほうが良い。

○農林水産業におけるDXを第一に推進して欲しい。また、「DXの推進」は県庁の変革にもつながると思うので是非進めて欲しい。

【挑戦する県庁】

○出先機関も含めた県庁全体のDX推進において、申請書類や証紙の電子化、納付金等の受領確認などで電子化できる手続きについては、見直す必要があるのではないか。

【いばらき幸福度指標】

○幸福度指標は素晴らしいが、幸福は個人個人が感じるもので明確な定義を定めるのは難しい。しかしながら、茨城県の特色を活かし、移住された方や若い方に向けて子育て、教育、自然、農業といった点を目標・指標に導入してほしい。

○幸福度指標は、新しく、素晴らしい発想。新たなアイデンティティとして、我々が自ら発信していけるような、わかりやすいPRをお願いしたい。

○「活力があり、県民が日本一幸せな県」の、「日本一」をめざすことに違和感を感じる。仮に「幸福度」指標を設けるにしても、都道府県間を比較するのではなく、茨城県のありたい姿を明確にし、その達成のために必要な指標が何であるかを議論し、ロードマップを定め、成果を検証、見直し、政策の継続性を重要視するべき。

「新しい県総合計画」答申（原案）に対する意見募集結果及び意見への対応

【パブリックコメントの期間】 令和4年2月4日から2月18日まで

【応募人数及び意見総数】 ◆応募人数：20名（個人15・団体5） ◆意見総数：74件（個人52・団体22）

【第1部 将来構想】

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
1	第1章 時代の潮流と茨城のポテンシャルの発現 第2項 茨城のポテンシャルの更なる発現と磨き上げ 第3節 全国をリードし、世界へ羽ばたく農林水産業へ	有機栽培作物の振興を図るため、文章中段の「さらに、」で始まる段落の「農業者への支援や、」の後に「茨城県の有機農業認証制度の実現、オーガニック学校給食への販路の拡大や、」を追加してはどうか。	御意見につきましては、具体的な実施方法等の検討が必要、かつ時間を要することから、本県の発展可能性を示す「第1部将来構想-茨城のポテンシャルの更なる発現の磨き上げ」には反映いたしませんでしたが、御意見の趣旨も踏まえ、有機農業を推進するための具体的方法を検討し、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。
2	第1章 時代の潮流と茨城のポテンシャルの発現 第2項 茨城のポテンシャルの更なる発現と磨き上げ 第4節 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進	(＜鉄道＞について) つくばエクスプレスの延伸について、早期の具体化を希望するとともに、つくばエクスプレス沿線と常磐線沿線、茨城空港周辺との接続を改善して欲しい。	御意見をいただいた、つくばエクスプレスの県内延伸につきましては、令和4年度内の延伸方面案の一本化に向けて検討をしていくこととしており、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。
3	第1章 時代の潮流と茨城のポテンシャルの発現 第2項 茨城のポテンシャルの更なる発現と磨き上げ 第4節 広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進	(＜鉄道＞について) 平行線や接続駅に乏しいことが、常磐線のトラブル時の影響の広範囲化に繋がっていると感じるので、水浜線廃止後に整備された大洗鹿島線のような、地域に合った現代的な規格の交通網の整備を目指して欲しい。	御意見をいただいた、JR常磐線の輸送障害対策につきましては、JR東日本の所管事務であるため、原案のままとなりますが、御意見を踏まえながら、今後、JR東日本にも要望してまいります。
4	第2章 人口の展望	県の統計では近年、毎年1万5千人程度の人口が減少しており、年々減少幅が拡大している。人口の見通しは楽観的すぎるのではないかと。	人口の見通しは、結婚・出産・子育てや本県へのUIターン、地元就職といった住民の希望を満たした場合という、一定の仮定を置いた上での試算となります。人口の見通しを実現することは簡単ではないと考えておりますが、総合計画に掲げた施策を推進していくことで少しでも近づいていけるよう、取り組んでまいります。
5	第3章 茨城の将来像 第2項 茨城のランドデザイン 2050年頃の茨城の姿	つくばエクスプレスの延伸想定先に水戸案や茨城空港案が記載されているが、茨城空港で行き止まりになるのではなく、茨城空港経由で水戸へ接続するようなルートも検討して欲しい。地下鉄8号線の延伸と併せて、既存の路線との接続に配慮した交通網の整備（例えば「愛知環状鉄道線」のような路線の沿線同士を接続する手段）を希望する。	御意見をいただいた、つくばエクスプレスの県内延伸につきましては、令和4年度内の延伸方面案の一本化に向けて検討をしていくこととしており、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
6	第3章 茨城の将来像 第2項 茨城のランドデザイン 2050年頃の茨城の姿	TXの延伸構想に関しては、県が今後事業化する場合、JRとの共用が必要であると考えられ、常磐線との接続、茨城空港を經由し水戸方面へ向かうルートや羽田空港への直通なども含め検討するとともに、沿線自治体の財政負担についても考慮する必要があるのではないか。	御意見をいただいた、つくばエクスプレスの県内延伸につきましては、令和4年度内の延伸方面案の一本化に向けて検討をしていくこととしており、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。
7	第3章 茨城の将来像 第2項 茨城のランドデザイン 2050年頃の茨城の姿 政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち	「政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち」の「施策(1) 未来の交通ネットワークの整備」には、地下鉄8号線の県内延伸とあるが、「2050年頃のいばらき県の姿」には記載がないので、記載したほうが良いのではないか。	御意見につきましては、「2050年頃の茨城の姿」に構想路線として記載しておりますので、原案のままいたします。
8	第3章 茨城の将来像 第2項 茨城のランドデザイン 2050年頃の茨城の姿 政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち	2050年頃のいばらき県の姿には、山間部である大子に4路線の構想があるが、中でも（仮称）茨城縦貫幹線道路については構想を変更し、首都圏中央連絡道を起点につくば中心部～笠間～水戸中心部を經由し、終点を常陸那珂港としたほうが、茨城県の発展に寄与するのではないか。併せて、百里飛行場連絡道路と茨城縦貫幹線道路を接続させることで、つくばから茨城空港への利便性も向上すると考える。	茨城縦貫幹線道路は、つくばエクスプレス沿線地域の開発効果を県央、県北地域に波及させるとともに、筑波山やフラワーパーク、笠間芸術の森公園など県を代表する観光拠点のネットワークが形成され、圏央道や北関東道沿線地域との広域的な交流促進が期待されています。P20の「2050年頃の茨城の姿」における路線の構想はイメージを示したものであり、御意見の内容につきましては、今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
9	第3章 茨城の将来像 第3項 地域づくりの基本方向	現在の計画では第4部として置かれ、11のゾーンに区分するなどしているが、将来構想に移動した理由と11のゾーンをやめた理由は何か。	<p>地域づくりの基本方向については、地域づくりの視点や2050年頃を展望した各地域の将来像などをお示しするものですが、第1部将来構想-第3章茨城の将来像として、2050年頃を展望した本県のランドデザインについて記載しており、両者の関連が深いため、第1部将来構想に統合したところです。</p> <p>また、現行の県計画においては、5地域を基本としつつ、地域ごとの特性や課題に応じた、地域主体の地域づくりをイメージしやすくするため、試行的に地域区分を細分化し、11のゾーンを重ねて設定したのですが、次の理由から、従前から定着している5地域区分による記載に見直し、分かりやすいものとしたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン設定の主目的である地域ごとの特性や課題を捉えることについては、ゾーンを設定せずとも表現できること。 ・施策の推進にあたり地域が連携して取り組むことが重要であるが、施策テーマによって連携すべき地域は異なり、11のゾーンとの関係が分かりにくくなってしまうこと。 ・市町村からのゾーンを継続するニーズがないこと。

【第2部 計画推進の基本方針】

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
10	1 県民幸福度No.1への挑戦	「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現をうたっているが、「日本一」をめざすことに違和感を感じる。仮に「幸福度」指標を設けるにしても、都道府県間を比較するのではなく、茨城県のありたい姿を明確にし、その達成のために必要な指標が何であるかを議論したうえで、ロードマップを定め、その成果をしっかりと検証し、時に見直していくこと、つまりは政策の継続性を重要視していただきたい。	<p>本県では、平成30年11月に現在の県総合計画を策定以降、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を基本理念と定め、さまざまな施策に取り組んできたところであり、引き続き、この基本理念に基づき、県民の皆様が自身のなりたい自分像に向かって挑戦を続けられる環境、自己実現を充足できる環境の整備に一層取り組んでまいります。</p> <p>また、いばらき幸福度指標については、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、県が進める4つのチャレンジから県民の幸福の実現状況を示す指標を選定し、毎年度、指標項目毎や幸福度指標全体の全国順位を算出し、「県民が日本一幸せな県」に向けた政策の進捗を確認してまいります。</p> <p>なお、指標項目については、御意見を踏まえながら、主観的指標も含め、引き続き研究を続けていく必要があることや、社会経済情勢の動きなどを踏まえ、計画策定後においても柔軟に見直しを行っていく予定です。</p>
11	1 県民幸福度No.1への挑戦	「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、「県民幸福度No.1」を目指すとするが、4年後日本一になるという目標として掲げているのか。	<p>計画の基本理念として、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を目指すとするとともに、第2部計画推進の基本方針において、本計画の推進により、県民の皆様が幸せを実現できる環境づくりを進め、県民幸福度No.1を目指す、としていることから、「県民幸福度No.1」を目指すことを基本方針の一つとして、計画を推進してまいります。「県民幸福度No.1」を目標とすることは、あくまで計画推進の考え方であり、この計画期間の4年間で達成する目標ではありません。</p>

【第3部 基本計画】

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
12	第2章 4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり	基本計画において、より効果が高い事業を強調する見せ方などが見当たらない。事業によっては厳しい評価をすべきと考え、やりたいことは何かと優先順位を決めることを考えるべきだ。	<p>御意見につきまして、総合計画に記載している「主な取組」は、予測困難な非連続の時代を迎えている中、次々と新たな施策展開を行っていく必要があるため、その記載内容を大きな方向性に留めており、その優劣をつけられるものではないと考えることから、原案のままといたします。</p> <p>なお、事業の評価については、来年度以降、毎年度総合計画の進捗状況等を県総合計画審議会にて御審議いただき、必要により事業の見直しを行うなど、PDCAサイクルを迅速かつ着実に回し、計画の推進に取り組んでまいります。</p>
13	第2章 4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり	基本計画は向こう4年間の茨城県の取組を記載しているものと思うが、大枠での書き方に見える。計画に記載してあること以外にも取組を進めるという理解でよいのか。	<p>総合計画は県政運営の羅針盤とも言うべきものであり、県政の大きな方向性が総合計画には記載され、個別の取組の記載などは限定的なものとなっています。「主な取組」は、予測困難な非連続の時代を迎えている中、次々と新たな施策展開を行っていく必要があるため、その記載内容を大きな方向性に留めておりますが、その方向性において、予算案の説明など様々な機会を捉え、県議会の了解を得ながら、新たな発想による様々な取組に挑戦してまいります。</p>
14	第2章 4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり	SDGsに関しては、様々な問題が密接に関係していることから、すべての政策をSDGsの1～17の番号とともに表記してはどうか。	<p>御意見につきましては、答申（原案）中のP36、47、58、69において、各政策と関連するSDGsのアイコンを記載しています。</p>

I 「新しい豊かさ」へのチャレンジ

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
15	政策3 強い農林水産業	<p>強い農林水産業の実現のため、DXを推進し、働き方改革、労働人口の増加を図るとともに、農産物展等の県内一斉イベントの実施による観光客の増加策や、生産者のPRの機会を増やすことによる収入の増加策のほか、生産意欲・品質の向上に向け、生産者が競う大会を実施するなどの取組を行ってはどうか。</p>	<p>以下の取組に御意見の趣旨は含まれていることから、原案のままいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P41政策3-施策(1)-取組④やP76政策19-施策(1)-取組②において、スマート農林水産業の取組を進め、生産性向上を推進するとともに、P41政策3-施策(1)-取組⑤及び⑥において、人材育成・確保や就農希望者の就業と定着を図り、労働人口の増加に取り組んでまいります。 ・P43政策4-施策(1)-取組②において、農産物や水産物を活用した食・土産品の開発・販売等を促進し、観光客向けの農産物展等で、食や土産品として付加価値を付けて販売することにより、誘客と消費喚起を推進いたします。 ・P42政策3-施策(2)-取組①及び②において、食材フェアの開催や高級レストランへの売り込み、直接取引を希望する企業とのマッチングなどに積極的に取り組み、意欲ある生産者に販路拡大の支援を行っていくことにより、生産者のPRの機会の増加による収入の増加につなげてまいります。 ・P42政策3-施策(2)-取組①において、ブランド力向上・品質向上のための具体的な方法のひとつとして、生産者が競う大会について今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。
16	政策3 強い農林水産業 施策(1) 農林水産業の成長産業化と未来の担い手づくり	<p>強い農林水産業という政策の中で、持続可能な農業という観点で、有機農業の振興に関する取組を記載するならば、対応する指標を掲げるべきではないか。具体的には、有機栽培作物の耕作面積の拡大と学校給食への有機栽培作物の導入に関するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機栽培の主食用米の耕作面積(2022年:ごくわずか→2025年:2,000ha(全体の耕作面積63,500haの約2%)) ※農林水産省は2050年までに25%の農地を有機栽培にする目標を掲げている。 ・米飯のオーガニック給食(2022年:0→2025年:100%(500haで米飯給食の年間消費量の2,700tが可能)) ※茨城県の米の作付面積(63,500ha)で、344,800tの収穫。 	<p>強い農林水産業を実現する施策の成果指標として、付加価値向上につながる有機農業の取組成果を包含する「販売農家1戸あたりの生産農業所得」を用いることとしており、御意見の趣旨は含まれていることから、原案のままいたします。なお、御意見につきましては、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。</p>
17	政策4 ビジット茨城～新観光創生～	<p>茨城県の地理を活かして、「ツールドIBARAKI(仮称)」、「ツールドつくば(仮称)」などの自転車のイベントを企画して欲しい。</p>	<p>御意見をいただいた、自転車のイベントにつきましては、市町村や民間団体において様々な実施されているところです。今後も、市町村等としっかりと連携を図り、サイクルツーリズムの推進に向けて、情報発信に努めてまいります。</p>
18	政策5 自然環境の保全・再生	<p>霞ヶ浦などの湖沼のほか、久慈川、那珂川などの河川に棲む水生植物などを観察する環境学習の授業について、小学生を中心に実施して欲しい。</p>	<p>P46政策5-施策(2)-取組①において、環境学習機会の拡大を推進すると記載しており、また、各小学校においても理科、社会や総合的な学習の時間などを中心に、身近な地域の自然・環境との関わりについて学習しているところです。引き続き、環境学習プログラムの作成や、環境学習の場への専門家の派遣等を進めてまいります。</p>

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
19	政策5 自然環境の保全・再生	茨城県を流れる大きな河川（那珂川、利根川、鬼怒川）の上流は栃木県や群馬県などの他県であり、本県の豊かな水資源は他県の森林保全などによるところも大きいと考えられることから、県内の身近な自然環境の保全だけではなく、水資源の利用側として、県の枠を超えて上流側・水源側の自治体に対しても保全のための支援など行う必要があるのではないか。	御意見につきまして、本県を流れる河川の上流に位置する栃木県や群馬県の水源地域に対しては、水源地域対策特別措置法に基づく事業や水源地域対策基金により、林道や水源林の整備などの支援を実施しております。
20	政策5 自然環境の保全・再生 施策（2）サステナブルな社会づくり	施策に賛同する。加えて、第6次エネルギー基本計画では、カーボンニュートラル推進にはDXが前提の施策であることから、取組の記載内容に「DXを活用したエネルギーの利活用促進」を追加してはどうか。	御意見につきましては、政策19「DXの推進」において、DXの活用に関する取組を位置づけており、P76政策19-施策（1）-取組①において省エネ行動の見える化として記載していることから、原案のままいたします。
21	政策5 自然環境の保全・再生 施策（2）サステナブルな社会づくり	施策に賛同する。加えて、電力における需給と供給のバランスを保つことは重要であり、地球気候変動が進む中、再生可能エネルギーは不確実となる場合が発生し、調整的役割を担うバックアップ電源が必要になると考えられることから、取組後半の記載内容を「蓄電池や自立分散型エネルギーの導入によりエネルギーの地産地消を促進し、エネルギーセキュリティ確保と脱炭素を同時に推進します。」に変更してはどうか。	御意見につきまして、地産地消型再生可能エネルギーの導入に当たっては、出力変動への対応などを前提に取組を推進していくことから、原案のままいたします。なお、御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます

II 「新しい安心安全」へのチャレンジ

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
22	政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉	2025年は、団塊世代が後期高齢者になることから、今後の課題に「○急激な高齢化の進展によるフレイル高齢者、要介護者の急増に対する予防対策が求められる。」を追加してはどうか。	御意見の趣旨につきましては、P50政策7-施策（1）-取組③の「高齢者の介護予防や重度化防止等を図るため、地域リハビリテーションネットワークの構築等を推進するとともに、要介護・要支援の状態に応じたサービスの提供を促進します。」に包含しているため、原案のままいたしますが、引き続きフレイル対策や介護予防対策に取り組んでまいります。
23	政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉 施策（1）医療・福祉人材確保対策	現在茨城県内には「脳脊髄液減少症」について、継続的な治療ができる医師がおらず、一人も専門医が居ない状況。県内で唯一、この病気の治療方法を研究していた専門医候補の医師が、昨年千葉に異動したことなども踏まえ、早急に専門医確保に注力して欲しい。	個別の疾患の診察・治療にあたる医師の確保については、全体的な方針を示す総合計画への記載にはなじまないため、計画への反映はいたしません。患者や家族が医療機関を選択できるよう、「いばらき医療機関情報ネット」及び県のホームページにおいて脳脊髄液減少症の診療が可能な県内の医療機関一覧を公表しております。
24	政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉 施策（2）地域における保健・医療・介護提供体制の充実	（個人的な調査によるが）茨城県内の「脳神経外科」には「脳脊髄液減少症」の専門医はいないが、そのような状況でも、「脳脊髄液減少症」の患者は存在しており、過去に、家族がこの病気による体調悪化で救急車を呼んだものの、専門医がいないため、救急搬送を断られたことがある。「脳脊髄液減少症」の患者の方が、安心して病気と向き合える生活ができるようにして欲しい。	

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
25	政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉 施策(2) 地域における保健・医療・介護提供体制充実	主な取組の7番目として「地域介護ヘルパー(県単)、介護助手(国)など住民の介護への参入を促す。」を追加してはどうか。	P49政策6-施策(2)-取組⑤及びP54政策9-施策(1)-取組⑥に御意見の趣旨は含まれていることから、原案のままいたします。なお、御意見につきましては、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただき、国や市町村としっかりと連携を図り、介護人材の確保・育成とともに、支え合い・助け合い、安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んでまいります。
26	政策6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉 施策(4) 健康危機への対応力の強化	感染症対策などの健康危機への対応力強化を図る上では、マンパワーの確保を含めて保健所管内の市町村が果たす役割も大きなものとなることから、取組の記載内容に「市町村との情報共有等の体制強化」、「市町村における人材育成の支援」など、市町村を加えた機能強化、人材育成策を推進することを追加してはどうか。	保健所及び衛生研究所の災害時等における機能強化を目的として施設整備の充実や人員確保を図ることを記載していることから、原案のままいたしますが、御意見のとおり市町村との情報共有、連携強化は大変重要であると認識しておりますので、今後、具体的な事業に取り組む中で、市町村との十分な情報共有を図ってまいります。
27	政策7 健康長寿日本一	これまでの成果に「◆要介護認定率が全国最下位レベルを維持している」を追加してはどうか。	これまでの成果については、現総合計画期間の中で集中して行った取組を中心に成果をあげられたものを記載していることから、原案のままいたしますが、引き続き介護保険の評価指標のひとつとして確認してまいります。
28	政策7 健康長寿日本一	健康長寿を実現する、タバコ対策(禁煙推進、受動喫煙の危害ゼロ)の具体化のためには、まず、公共の場の禁煙の徹底が必要である。 ・公共の歩道・路上では「禁煙」を徹底し、指定喫煙所は閉鎖し、廃止する。 ・児童福祉施設は第一種施設で敷地内禁煙のはずだが、例外的に居室のある母子生活支援施設などでは、居室やベランダでの喫煙が認められている事例がある。県内では例外措置のないよう、周知、または健康増進法の上乗せ規定の制定により、母子を受動喫煙の危害から守るよう、対処をお願いしたい。 ・子どもや家族などが、健康を害されない、健康的な公園・屋外施設とするため、喫煙エリアを廃止し、全面禁煙とするべき。 ・他の都道府県等を参考に、受動喫煙防止条例の制定について、早々に検討を進めてはどうか。	御意見をいただいた、受動喫煙対策につきまして、県では、健康増進法に基づき、県民や事業者への普及啓発や巡回指導等により、適切な受動喫煙防止対策が実施されるよう取り組んでおり、県内の一部の市町村では、独自に受動喫煙防止等に関する条例を設けているところもあり、路上での喫煙禁止などの対策がされております。 御意見につきましては、P50政策7-施策(1)の「人生百年時代を見据えた健康づくり」に包含されているため、計画には反映いたしませんでしたが、今後の取組の参考とさせていただき、望まない受動喫煙をなくすため、市町村や関係機関等と連携し、受動喫煙防止対策を推進してまいります。
29	政策7 健康長寿日本一	喫煙者の禁煙を促す施策として、禁煙治療費の2/3を補助するなどの助成制度を設けてはどうか。対象喫煙者の人数など予算化の関係で、すぐには難しいようであれば、例えば、当面、子どもや妊婦のいる家族と同居する喫煙者に対象を限定することから始めるなど、そのような制度を設けている自治体がいくつかあるので、県と市町村が連携して進めてはどうか。	御意見をいただいた、喫煙者の禁煙対策につきましては、身近なところで気軽に相談できるよう県内の薬局(ヘルシースポット薬局)での禁煙支援・相談事業や、普及啓発といった取組を進めているところです。なお、御意見につきましては、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。
30	政策7 健康長寿日本一	「政策7 健康長寿日本一」に、認知症・がん対策は記載されているが、重要な循環器病対策の推進に関する記載がないので記載してはどうか。	御意見をいただいた、循環器病対策につきましては、P50政策7-施策(1)-取組②において、その趣旨は含まれていることから、原案のままいたします。なお、その他の循環器病に係る具体的な対策については、令和3年度公表予定の「茨城県循環器病対策推進計画」に基づき推進してまいります。

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
31	政策7 健康長寿日本一	新型コロナウイルス感染症を抑え込む新生社会、また皆が健康を分かち合うコロナ後の社会とするためには、三密が避けられない、マスクを外さざるをえない公的な場所での喫煙と受動喫煙（紙巻きタバコ、加熱式タバコ、電子タバコを含め）は、基本的に認められないスタンスが不可欠であり、喫煙可能店の禁煙化および喫煙室の閉鎖を必須とするべきと考えられ、コロナ禍を踏まえた、具体的な対策の推進をお願いしたい。	県では、健康増進法に基づき、施設等への指導・助言や巡回指導等により、適切な受動喫煙防止対策が実施されるよう取り組んでいるところであり、計画には反映いたしませんでしたが、御意見につきまして、今後のコロナ禍の状況なども踏まえ、受動喫煙防止対策を推進するうえで参考とさせていただきます。
32	政策7 健康長寿日本一 施策（1）人生百年時代を見据えた健康づくり	主な取組の2番目と3番目の間に「高齢者のフレイル予防や要介護予防のためシルバーリハビリ体操指導士養成事業を推進します。」を追加するとともに、シルバーリハビリ体操指導士の活動の写真を入れていますどうか。	P50政策7-施策（1）-取組③に御意見の趣旨は含まれていること、「主な取組」は、予測困難な非連続の時代を迎えている中、次々と新たな施策展開を行っていく必要があるため、その記載内容を大きな方向性に留めていることから、原案のままといたします。なお、御意見につきましては、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。
33	政策7 健康長寿日本一 施策（2）認知症対策の強化	主な取組に「認知症サポーターと協力し、認知症者の家族の支援を行います。」を追加してはどうか。	P51政策7-施策（2）-取組②において、御意見の趣旨は含まれていることから、原案のままいたしますが、御意見を踏まえ、引き続き認知症サポーターと協力し、認知症の人とその家族の支援を行ってまいります。
34	政策8 障害のある人も暮らしやすい社会 政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち 施策（2）人にやさしい、魅力あるまちづくり	障害のある人も安心して暮らすことができるバリアフリーや、歩行環境の整備はどのように考えているか。	御意見につきましては、P79政策20-施策（2）-取組②において、安心して快適な生活を送ることができるよう、安全な歩行空間の確保、公共施設のバリアフリー化を推進するとしています。
35	政策9 安心して暮らせる社会	主な取組に「共生社会の推進のために茨城県地域ケアシステムを一層強化します。」追加してはどうか。	P50政策7-施策（1）-取組⑤において、御意見の趣旨は含まれていることから、原案のままいたします。なお、御意見につきましては、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。
36	政策9 安心して暮らせる社会	地域、社会、環境等に配慮した消費行動がとれるよう消費者教育を推進していく必要があることから、今後の課題に「○エシカル消費（オーガニック食材やフェアトレード商品の購入等）の普及啓発に向けた消費者教育の充実をはかることや、茨城県として新しい選択肢（オーガニック学校給食の推進等）を示していきます。」を追加してはどうか。	エシカル消費の普及啓発につきましては、P54政策9-今後の課題の2つ目「消費生活の安定・向上」に向けた取組の中でしっかりと取り組んでまいりますので、原案のままいたします。また、オーガニック学校給食の推進につきましては、具体的な実施方法等の検討が必要、かつ時間を要することから、計画には反映いたしませんでしたが、御意見の趣旨も踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます。
37	政策9 安心して暮らせる社会 施策（1）地域の日常生活の維持確保とコミュニティ力の向上	公共交通の必要性は増している一方で、民間事業として路線バスなどのサービスを継続することは困難であり、市町村毎に補助や独自事業を実施している。持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るためにも、取組の記載内容に、市町村や交通事業者等と「財源の確保を含めた抜本的な改善策の検討」を行うことを追加してはどうか。	御意見につきましては、国において必要な財源のあり方について検討しているところであり、原案のままいたしますが、御意見を踏まえながら、今後、国や市町村と連携を図ってまいります。

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
38	政策9 安心して暮らせる社会 施策(2) 安心な暮らしの確保	水道及び生活排水処理の維持、更新等には多額のコストを要し、持続性の確立が急務となっているところ、取組を推進するためには県の強いリーダーシップが必要だと考えられることから、取組の記載内容に、「県が強く関与する」旨追加してはどうか。	御意見につきましては、令和3年度に策定した「茨城水道ビジョン」において、県が広域連携を主導し、県全体の水道事業の最適化をはかることを明記していることのほか、汚水処理施設を管理運営する市町村等の意向を踏まえながら、広域化・共同化計画策定に関する検討会等を開催し検討を行うなど、県が主導して取組を進めていることから、原案のままといたします。引き続き、市町村等と連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。
39	政策9 安心して暮らせる社会 施策(2) 安心な暮らしの確保	安心して暮らせる社会のため、食生活をはじめとした県民の暮らしの安全の確保や、エシカル消費（オーガニック食材やフェアトレード商品の購入等）の普及啓発を進めるとともに、不法投棄などの犯罪や交通安全対策を進める取組が必要ではないか。	以下の取組に御意見の趣旨は含まれていることから、原案のままといたします。 ・P55政策9-施策(2)-取組②において、食生活をはじめとした県民の暮らしの安全の確保について取り組んでまいります。 ・P55政策9-施策(2)-取組①において、エシカル消費の普及啓発について、消費者教育の一つとしてしっかりと取り組むとともに、P41政策3-施策(1)-取組⑦において、有機農業の振興に取り組んでまいります。なお、御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。 ・P41政策9-施策(3)-取組①、⑦及び⑧において、不法投棄などの犯罪や交通安全対策を進めてまいります。
40	政策10 災害・危機に強い県づくり 施策(1) 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化	他県からの震災による避難者の受け入れ体制は考えているのか。考えているのであれば、どのように考えているのか。	御意見をいただいた、他県からの震災による避難者については、災害救助法の規定により、東日本大震災の際にも福島県等から避難者を受け入れたところであり、今後とも、法に基づき、受け入れを適切に実施してまいります。また、全国知事会及び関東地方知事会において締結した災害時等の広域応援に関する協定においても、他県からの避難者の受け入れを相互に行うこととしております。
41	政策10 災害・危機に強い県づくり 施策(1) 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化	施策に賛同する。加えて、風水害等の自然災害による大規模停電の影響により、避難所における非常時の電源確保整備は重要と考えられることから、取組後半の記載内容を「流通在庫の確保等、並びに避難所への長時間停電の時でも最低限の空調設備を兼ね備えた自立・分散型電源の整備促進等」に変更してはどうか。	避難所の環境改善の詳細につきましては、空調設備の整備や非常用電源の確保等も想定しております。また、「主な取組」は、予測困難な非連続の時代を迎えている中、次々と新たな施策展開を行っていく必要があるため、その記載内容を大きな方向性に留めており、個別の取組の記載などは限定的なものとしていることから、原案のままといたします。なお、御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます
42	政策10 災害・危機に強い県づくり 施策(1) 災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化	施策に賛同する。加えて、分散した人口が街へ回帰した際、既存インフラ網の改善が必要になることが想定されることから、取組の記載内容を「防災の連携強化、都市インフラの基盤整備促進など」に変更してはどうか。	御意見につきましては、P56政策10-施策(1)-取組⑥、P57同⑦及び⑨において、災害対策の具体的なインフラ整備等についての取組を明記していることから、原案のままといたします。

III 「新しい人財育成」へのチャレンジ

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
43	政策11 次世代を担う「人財」	キャリア教育を推進するため、企業と学校が協力し、中高生向けの授業の一環として企業体験会（または見学会）を開催するなど体験学習の機会を増やして欲しい。	御意見につきましては、P60政策11-施策(2)-取組⑤において記載されていることから、原案のままといたします。なお、体験学習は、各学校が地域の企業と協力してインターンシップ等を実施しており、今後も引き続き、体験的な学習の機会の確保に努めてまいります。

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
44	政策11 次世代を担う「人財」	国際大会で活躍することも大切であるし、プログラミングができることも必要だが、大らかで、協調性があり、自ら考え課題を解決できる人財を育てるべき。 「森のようちえん」などの自然体験活動をとおして生きる力を育む教育は、大らかで、協調性があり、自ら考え課題を解決できる人財を育てるために必要だと考えられることから、取組の参考としてはどうか。	御意見につきまして、自然体験活動を通じた教育に関しては、P43政策4-施策（1）-取組⑤において、その趣旨を含んでおりますので、計画への反映はいたしませんでしたが、今後の人財育成に取り組むうえで、参考とさせていただきます。
45	政策11 次世代を担う「人財」 政策12 魅力ある教育環境	子どもの教育は未来への投資であり、20の政策のうち2つも教育振興にあてているのはとても素晴らしい計画。茨城は子育ての環境がとてもいいと感じており、ぜひ子どもの教育水準のアップに力を入れて欲しい。	変化の大きい予測困難な現代においては、子どもたちが自ら考え、行動し、未来を切り拓く力を育成することが重要であると認識しております。御意見を踏まえながら、総合計画に基づき各施策を展開することにより、次の世代を担う人財の育成に全力で取り組んでまいります。
46	政策12 魅力ある教育環境	魅力ある教育環境の実現に向けて、県は中高一貫教育、市は小中一貫教育を推進しているように思えるが、考え方や方向性が違うのではないか。	中高一貫教育、小中一貫教育には、それぞれの特長があり、生徒や保護者がその学校の特長を踏まえて選択することができるようになることで、教育の多様化につながると考えております。なお、各中高一貫教育校の開設に当たりましては、地元市町村の教育委員会も準備委員会の構成に加え、地元小中学校との連携の在り方を協議するなど、学校づくりの初期の段階から御協力をいただき、現在では、部活動など様々な場面で交流が進んでおります。引き続き、魅力ある学校づくりを推進し、県全体の教育力の向上を図ってまいります。
47	政策13 日本一、子どもを産み育てやすい県 施策（1）結婚・出産の希望がかなう社会づくり	女性が求める労働環境が整っていないことなどから、女性が働きやすい環境整備を進めるほか、県外の女性が移住を希望する環境を整備するとともに、婚活支援企業等と協力し、移住しやすい環境を広報してもらうことなどに取り組み、結婚・出産の希望がかなう、日本一、子どもが生まれ、育つ県となるよう挑戦していく必要がある。	御意見につきまして、育児・介護と仕事の両立がしやすく、誰もが働きやすい環境づくりを進めるため、多様で柔軟な働き方を推進する企業の取組事例の普及・啓発を進めているほか、市町村が行う子育て支援策や移住後のライフスタイルなどの情報を県の移住定住ポータルサイトで発信することで、女性も含めた移住検討者に向け、本県の移住しやすい環境について積極的に広報するとともに、いばらき出会いサポートセンターのサービス向上や利用促進を図る中で、婚活企業等とも連携してAIマッチングシステムの導入や相談員の資質向上などに取り組んでおります。 まずは、「日本一、子どもを産み育てやすい県」を実現できるよう、今後とも取組を推進し、その先に「日本一、子どもが生まれ、育つ県」となるよう挑戦してまいります。
48	政策14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城	子どもたちが挑戦したいと思うスポーツは、可能な限り実施できるような環境整備をして欲しい。	P66政策14-施策（2）において、御意見の趣旨は記載していることから、原案のままいたします。なお、子どものスポーツ参加の二極化傾向に対応した総合型地域スポーツクラブの育成によるスポーツ機会の提供や、多種多様な志向に対応する指導者の育成等に取り組むほか、御意見を県営体育施設の整備の参考とさせていただきます。

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
49	政策15 自分らしく輝ける社会 施策（2）女性が輝く社会の実現	施策名は、「誰もが」輝く社会の実現ではないか。特に、「女性の登用に積極的に取り組む企業を表彰し」というのは、「女性であること」が表彰の対象で、男女差別となる懸念がある。意欲・能力のある女性が「女性」を理由に希望の職に就けないという事をなくすことが目的であって、単に仕事に就く女性や女性の管理職が増えればよいということではない。また、「男性の家事・育児への参画を促進します。」とあるが、男性の職場環境の改善が先であり、育児を行っている専業主婦・専業主夫に対する認識を改める必要があると考える。	施策名については、日本のジェンダーギャップが依然として大きいこと、（2）の項目に挙げている各種施策は、「男女共同参画社会基本法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等に基づき推進していることなどから、施策名は原案のままといたします。 また、社会や家庭内での性別による固定的な役割分担意識を解消することにより、就業の有無や家庭内での家事・育児の分担の形を、男女が自らの意思によって、自由に選択できる社会づくりが必要であり、こうした視点から各取組を記載しているところです。 なお、「女性の登用に積極的に取り組む企業」の表彰事業では、単に女性管理職の数字だけではなく、育児や介護などの制約があっても働きやすい環境づくりも含めて審査をしておりますので、御意見を踏まえ、P68政策15-施策（2）-取組④に「働きやすい環境を整備し、」を追加いたしました。
50	政策15 自分らしく輝ける社会 施策（3）働きがいを実感できる環境の実現	高齢者がライフスタイルに合わせ、生きがいを持って働ける機会を確保することが大変重要であると考えられることから、施策（3）において、県は関係機関等と連携し高齢者の雇用・就業の機会の提供を促進する旨の取組について記載してはどうか。	高齢者を含む誰もがライフスタイルに合わせ、生きがいを持って働けるよう雇用・就業の機会が確保されることは、自分らしく輝ける社会の実現において重要と考えております。県としては、高齢者を含むあらゆる世代に対する就職支援に取り組んでおり、P68政策15-施策（3）-取組③において、御意見の趣旨が含まれていることから原案のままといたします。 なお、引き続き、いばらき就職支援センターによる就労支援や就職面接会の開催等を行うとともに、関係機関やシルバー人材センター等の各団体と連携し、高齢者の雇用・就業機会の確保に取り組んでまいります。

IV 「新しい夢・希望」へのチャレンジ

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
51	政策16 魅力発信No.1プロジェクト 施策（1）「茨城の魅力」発信戦略	「茨城の魅力」発信戦略に、農産物、自然、歴史、工芸品などのほか、茨城県には研究機関が多数立地し、最先端科学技術が集積する都市を有する地域特性や都心への近接性についても追加し、情報発信を強化したほうが良い。	P73政策17-施策（2）-取組⑤において、つくばに多くの研究機関が集積する強みを活かした魅力あるまちづくりに取り組むことと記載しておりますので、政策16への記載はいたしません。御意見も踏まえ、しっかりと情報発信を行っていきたくと考えております。
52	政策18 若者を惹きつけるまちづくり 施策（2）若者を呼び込む茨城づくり	ロックインジャパンが茨城県から撤退したが、それに代わる大規模イベントの誘致は行わないのか。	御意見につきましては、P66政策14及びP75政策18-施策（2）-取組⑤に記載しているとおり、新たな大規模イベント等の誘致をはじめ、開催・実施環境の整備等に向けて取り組んでまいります。
53	政策19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	施策に賛同する。加えて、取組内容はスマートエネルギーの導入が含まれていると思われるが、第6次エネルギー基本計画においてDXは必要不可欠なものとされており、更なる推進を促すため、産学官連携も必要だと考えられることから、取組の記載内容に「さらに、産学官連携してDXを活用したエネルギーの効率的利用に取り組めます。」を追加してはどうか。	DXの推進に当たっては、産学官連携も含め多様なプレイヤーとの連携が不可欠であると考えており、政策19-施策（1）-取組①においても、御意見の趣旨は含まれていることから、原案のままといたします。なお、御意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
54	政策19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進	DXの推進が政策になり推進されることはいいことだと思うが、医療・福祉や防災関連の取組についても記載して欲しい。	P76政策19-施策（1）-取組④に御意見の趣旨は含まれていることから、原案のままいたします。御意見につきましては、今後、県全体でDXを推進するうえで参考とさせていただきます。
55	政策19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 施策（1）先端技術による社会変革やデータの活用 の加速化	一部手動制御が必要なものの、2020年に境町で全国の自治体で初の自動運転バスの定時運行が始まっていることから、県としても自動運転に合わせたインフラなどの整備、補助金の在り方など、自動運転社会を見据えた環境整備の検討についても記載したほうが良いのではないかと。	御意見につきましては、国による実証実験や法改正等が整っていないため、原案のままいたしますが、御意見を踏まえながら、今後、国や市町村と連携を図ってまいります。
56	政策19 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 第4部 挑戦する県庁への 変革	農林水産業におけるDXを第一に推進して欲しい。また、「DXの推進」は県庁の変革にもつながると思うので是非進めて欲しい。	御意見につきましては、P76政策19-施策（1）-取組②において、農林水産業の成長産業化のためスマート農林水産業の実現に取り組むこととしています。また、スマート自治体の実現に向けて、県庁業務のDX化を推進してまいります。
57	政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち	常磐線・宇都宮線の時間短縮および災害時の迂回路線として利用するため、水戸線の複線化および強靱化をお願いしたい。	御意見につきましては、JR東日本の所管事務であるため、原案のままいたしますが、御意見を踏まえながら、今後、JR東日本にも要望してまいります。
58	政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち	県内の地域からつくばへの鉄道によるアクセスについて、10年以内に重点的・優先的に計画して欲しい。	御意見につきましては、つくばエクスプレスの県内延伸などの検討をしているところであり、計画には反映できませんが、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。
59	政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち 施策（1）未来の交通ネットワークの整備	TXの延伸・直通が望ましいとされている「都心部・臨海地域地下鉄構想」では、羽田空港までの直通も構想されていることから、具体的に記載してはどうか。	御意見をいただいた「都心部・臨海地域地下鉄構想」につきましては、現在、東京都などで検討を進めているところであり、それらの状況を踏まえながら、つくばエクスプレスの東京延伸について検討してまいります。
60	政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち 施策（1）未来の交通ネットワークの整備	未来の交通ネットワークを構築する上で、既存の常磐線、水戸線などの在来線の利用促進策の展開、新たな機能向上策は欠かせないものと考えことから、取組の記載内容に「在来線の利用促進策や機能強化策の支援に取り組む」旨追加してはどうか。	御意見をいただいた、在来線の利用促進等につきましては、地域づくりの基本方向や、政策9「安心して暮らせる社会」などで記載しておりますので、原案のままいたしますが、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。
61	政策20 活力を生むインフラと住み続けたいまち 施策（2）人にやさしい、魅力あるまちづくり	「持続可能な公共交通」を構築するためにも、特に都心周辺からの移住が比較的多く、人口も増加し続けているTX沿線や常磐線の県南地域においては、車だけでなく「公共交通機関が利用しやすいまちづくり」を行うことで、公共交通機関の利用者の増加が見込めると考えられることから、具体的に記載してはどうか。	御意見につきましては、「コンパクトプラスネットワーク」という文言にて盛り込んでいるため、原案のままいたしますが、御意見を踏まえながら、今後事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。 ※コンパクトプラスネットワーク：居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成

【第4部 「挑戦する県庁」 への変革】

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
62	第4部 「挑戦する県庁」 への変革	出先機関も含めた県庁全体のDX推進において、申請書類や収納方法の電子化、納付金等の受領確認などで電子化できる手続きについては、見直す必要があるのではないか。	県では、これまで、県で対応可能な申請・届出手続きの電子化及び手数料等のキャッシュレス決済を進めるとともに、国の法令等により障壁となっている行政手続きについても電子化に対応できるよう、国に対して要望してまいりました。 新しい総合計画の第4部「挑戦する県庁」 への変革においても、「DXによる県民の利便性向上」を新たな施策として位置付けており、引き続き、デジタル技術を活用し、行政手続きにおけるDXを進めてまいります。
63	第4部 「挑戦する県庁」 への変革	職員一人ひとりが、県の財政状況に目を向け、把握するような意識改革が必要ではないか。また、電話対応をはじめ、職員の県民に対する接客能力などの向上に引き続き取り組んで欲しい。	新規採用職員研修において、県の財政状況についての意識付けや電話対応など接客能力の向上を図っており、引き続き、職員研修を通じて取り組んでまいります。
64	第4部 挑戦する県庁への変革 政策4 多様な主体と連携した県政運営 【国や都道府県、市町村との連携強化】	適切な役割分担の必要性に加え、政令市が存在しない県であることを踏まえ、連携・協力を推進する上で、「市町村単独では解決が困難な課題等に対しては、県がリーダーシップを発揮して進める」旨の記載を追加してはどうか。	住民からの行政需要の多様化や専門職の職員の不足など、行政課題への対応が複雑化しております。地方自治法上、市町村が単独で処理することに適しない広域事務等については、県が処理するものと明記されておりますことから、原案のままといたしますが、御意見を踏まえながら、市町村としっかりと連携を図ってまいります。 なお、県と市町村は対等・協力の関係であり、市町村の行う事務については当該市町村の自主性が尊重されるべきものであると考えております。
65	第4部 「挑戦する県庁」 への変革	文字が多く、第3部までとのトーンと差がある。例えば、写真を配置するなどしてはどうか。	第4部につきましては、取組のイメージが湧きやすいよう、イラストを配置することとしております。

【その他】

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
66	計画全体	計画の記載文において、全角と半角が混在している箇所が見られる。例えば数字（「2025」と「2025」）や、アルファベット（「A」と「AI」）など。用法は統一したほうが良い。	御意見を踏まえ、計画全体の記載内容について、算用数字は、一桁の場合には全角数字を、二桁以上の場合には半角数字を用い、アルファベットは、一文字の場合には全角を、二文字以上の場合には半角を用いるよう、用法を統一しました。
67	計画の共有と活用	県民が計画を自分ごととして捉え、自分の生活に活かすために、ニュースや広報誌のほか、計画の成果についてツイッターなどでこまめに楽しく発信して欲しい。	計画について、広く県民の皆様に興味を持っていただけるよう、ひばりや広報用冊子・パンフレットを制作・配布するほか、SNS（Twitter、Facebook等）やYouTubeを活用し、知事のメッセージ動画を発信するなどの周知・広報を行ってまいります。
68	いばらき幸福度指標	幸福度指標は、新しく、素晴らしい発想。新たなアイデンティティとして、我々が自ら発信していけるような、わかりやすいPRをお願いしたい。	いばらき幸福度指標をとおして、県民の皆様と茨城県の豊かさ等を共有させていただき、更なるチャレンジを続けていただけるよう、広報活動を行ってまいります。具体的には、計画の冊子やパンフレット、いばキラTVを活用した知事のメッセージ動画や、県のホームページのほか、様々な手段によって周知・発信に努めてまいります。
69	いばらき幸福度指標	魅力度ランキングの対抗措置として幸福度ランキングをつくるということか。	幸福度ランキングについては、魅力度ランキングとは特に関係がなく、客観的指標により「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた進捗を確認し、我々の相対的な立ち位置を知るとともに、指標をとおして県民の皆様に対して、本県の豊かさや暮らしやすさなどを実感していただくために公表するものとしています。

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見への対応
70	いばらき幸福度指標	幸福度指標は素晴らしいが、幸福は個人個人が感じるもので明確な定義を定めるのは難しい。しかしながら、茨城県の特徴を活かし、移住された方や若い方に向けて子育て、教育、自然、農業といった点を目標・指標に導入してはどうか。	<p>本県では「県民一人ひとりが未来に希望を持つことができ、自身のなりたい自分像に向かって一歩でも二歩でも近づいていけるよう、挑戦を続けられること」を幸せと定義し、そのような環境の整備・充実状況について、県民生活と関係が深く、個人の幸福と関連があると考えられる政府統計データ等の指標を用いて、幸福度指標を設定しました。</p> <p>本県の特徴を活かした指標としてご提案いただいたカテゴリーについては、「子育て」は「出産・育児」をキーワードに「合計特殊出生率」など2つの指標、「教育」は「教育振興」をキーワードに「子どものチャレンジ率」など4つの指標、「農業」は「農林水産業の付加価値創出額（県民1人当たり）」を指標として設定しております。「自然」についても、本県の特徴の1つとして指標とすることが相応しいと考えており、本県の豊かな自然を守ることや、地域資源として観光振興にも活用していくという観点から、「環境保全」および「観光振興」として2指標ずつ設定しております。</p>
71	いばらき幸福度指標	新たに「幸福度指標」を導入するという一方で、「幸せ」を定量的に把握するという斬新かつ革新的な試みであり、期待している。我々県民への周知・広報をよろしく願います。	<p>広報用冊子・パンフレットや、広報紙ひばりへの掲載、SNS（Twitter、Facebook等）やYouTubeを活用し、知事のメッセージ動画を発信するなどの周知・広報を行ってまいります。県民の皆様と計画の共有を一層図り、県民の皆様自らが、本県の暮らしやすさや豊かさなどの恵まれた生活環境や、自己実現を充足できる環境にあることを認識することができるよう、情報発信に取り組んでまいります。</p>
72	いばらき幸福度指標	「幸せ」は個人の主観的な考えであって、客観的な指標だけではなく、県民が幸せかどうかをアンケートをとってはどうか。実際の県民の「幸せ」の体感と乖離が生じないか。	<p>個人が幸せを実感しているかどうかを測定する指標については、個人の置かれた状況や主観的な幸せが多様であるため、施策の成果との相関が現れにくいという課題が指摘されていることから、今回は、個人の幸せと相関が高いと考えられる政府統計データ等の客観的な指標を中心に選定したところです。</p> <p>他方で、主観的な指標も含め、県民の幸福の実現状況を示す指標の選定については引き続き研究を続けていく必要があることや、この予測困難な時代における社会経済情勢の動きなどを踏まえ、指標は柔軟に見直しを行ってまいります。</p>
73	主要指標	主要指標は、経年累計という書き方が散見され、現状値と比較し辛いことが気になる。	<p>御意見を踏まえ、目標値の名称から「経年累計」又は「期間累計」の表記を削除するとともに、数値に累計期間を記載するなど、現状値との比較が容易なよう修正を行いました。</p>
74	主要指標	現在の計画と比べて、数値目標である主要指標の数が減少しており、施策が後退してはいないか。	<p>数値目標については、分析・評価からスピード感を持った施策展開等につなげるため、県の取組内容が直接反映されるものではない項目や、実績の公表時期が遅い項目、公表の周期が毎年度ではない項目等について見直しを行うとともに、「新しい茨城」づくりに向けてチャレンジしていく取組、目標値を検討した結果、主要指標の指標数は減少したところです。</p> <p>なお、現計画では、主要指標とチャレンジ指標を合わせて125項目でしたが、今回、主要指標の考え方を整理するとともに新たに幸福度指標を設定し、そのうえでチャレンジ指標を廃止したところであり、新たな主要指標と幸福度指標（38項目）を合わせると133項目となるため、従前から微増しています。また、計画の数値目標の設定如何に関わらず、それぞれの取組を推進していくため、施策の後退につながらないと考えております。</p>